

カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準について

1. 背景

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目であるカドミウムについては、新たな知見を踏まえ、平成 23 年 10 月に基準値が 0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に強化された。

これを踏まえ、環境基準の維持・達成を図るため、平成 26 年 12 月 1 日より水質汚濁防止法に基づくカドミウム及びその化合物（以下「カドミウム」という。）の排水基準を 0.1 mg/L から 0.03 mg/L に強化している。

この際に、一般排水基準を直ちに達成することが困難であると認められる業種（4 業種）に対して、2 年又は 3 年の期限を設けて、新たに暫定排水基準を設定した。4 業種のうち平成 28 年 11 月 30 日を適用期限として暫定排水基準が設定された 2 業種（金属鋳業及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。））については、平成 28 年 11 月の見直しにより、金属鋳業に対しては 3 年間、溶融めっき業に対しては 1 年間の適用期限の延長が行われた。

今般、当初より平成 29 年 11 月 30 日を適用期限として暫定排水基準が設定された 2 業種（非鉄金属第一次製錬・精製業及び非鉄金属第二次製錬・精製業（いずれも亜鉛に係るものに限る。））に、平成 28 年に適用期限が 1 年間延長された溶融めっき業を合わせた 3 業種について、暫定排水基準の見直しを行う。

① カドミウムに係る一般排水基準：0.03 mg/L

② カドミウムに係る暫定排水基準対象業種の変遷

対象業種	暫定排水基準の適用期限	
金属鋳業	H26. 12. 1～ H28. 11. 30	H28. 12. 1～H31. 11. 30
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）		H28. 12. 1～ H29. 11. 30
非鉄金属第一次製錬・精製業 （亜鉛に係るものに限る。）	H26. 12. 1～H29. 11. 30	今回見直しの対象 （3 業種）
非鉄金属第二次製錬・精製業 （亜鉛に係るものに限る。）		

《参考》カドミウム（健康項目）の主な影響

- ・ 人体に対して、長時間の暴露により腎臓、肺、肝臓に障害を生じる。特に、カルシウム代謝を阻害し、栄養上の欠落等の要因と複合して骨粗鬆症、骨軟化症を発症させる可能性が指摘されている。

2. これまでの検討状況

暫定排水基準は、ただちに一般排水基準への対応が困難な業界については、暫定的に緩やかな基準値を時限つきで認めているものであり、基準値については、各事業場における排水の排出実態、排水処理技術の開発動向等を的確に把握しつつ、検証、見直しを行うものである。

カドミウムに係る暫定排水基準については、これらの基準が適用されている各業種の一般排水基準達成に向けた取組等について技術的助言を得るとともに、基準値の見直しに向けた具体的検討を行うため、専門家から構成される「排水対策促進のための技術検討会」（工業分野検討会）を設置し、検討を行った。

その後、検討会における検討の結果を踏まえ、中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会（第23回）（平成29年5月26日）において、暫定排水基準の見直し案について検討してとりまとめるとともに、同年6月2日から7月3日までの間、当該見直し案に対するパブリックコメントの募集を行った。

3. 見直しに係る今後の予定

10月31日（本日） 中央環境審議会水環境部会

11月上旬 **改正見直し**後の基準値について地方自治体等に周知
(※)

11月30日 見直し対象の3業種に係るカドミウムの暫定排水基準の適用期限

12月1日 3業種がカドミウムの一般排水基準に移行

※見直し対象の3業種全てが、現行省令で規定した11月30日の暫定排水基準の適用期限後は一般排水基準に移行することとなるため、省令改正は行わない予定。

《参考》水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年環境省令第30号)
(抜粋)

附 則

第一条 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考において同じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排水」という。)の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、この省令の施行の日から三年間(金属鉱業に属する特定事業場にあつては、五年間)は、この省令による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の省令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3 略

第三条 略

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及びその化合物(単位一リットルにつきミリグラム)	金属鉱業	0.08
	非鉄金属第一次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	0.09
	非鉄金属第二次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	
	溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)	0.1
備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。		